平成22年度 事業評価(事業活動記録)

事業No. 270

所管部局	福祉部	所	管 課	子育て支援課	担当者	·名	高橋 俳	夫
事 業 名	児童扶養手当支給事	業				事	業分類	ソフト事業
細事業名	児童扶養手当支給事	業				政策	策体系	112
会 計	一般会計	科	目	3. 民生 - 2. 児童 - 1. 児童				

1. 事業の概要

国の制度で、母子家庭及び父親等が重度の障害状態にある家庭の児童を対象に、月額41,720円から9,850円の 手当を支給する事業。(所得により全部支給から一部の支給の制限がある)

2. 事業の目的と必要性

①施策で目指す目標との関連付け

国の制度であり、母子家庭への経済的な支援を行なう事業。

②事業を実施する必要性

国の制度で、全市町村で実施している。

3. 事業費の推移

					単 位	平18決算	平19決算	平20決算	平21決算	平22予算	平23計画	平24計画
決争	算額 :	またに	ま計画	剪額	千円	75,078	83,592	91,764	93,127	100,123	105,244	105,244
うち	5一般耶	戦・嘱託 給与およ	職・臨時	職の 費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財	使用	料•	手数料	斗等	千円	0	0	0	0	0	0	0
源	国	府	支 出	金	千円	24,929	27,765	30,101	30,806	33,225	31,270	31,270
内	地	ナ	ī	債	千円	0	0	0	0	0	0	0
訳	ı	般	財	源	千円	50,149	55,827	61,663	62,322	66,898	73,974	73,974
職」	員 等	の従	事人	員	人/年	ı	ı	0.60	0.85			
人		件		費	千円			3,979	6,027			
事	業	費	総	額	千円	_		95,743	99,154			

4. 主な事業費の内訳

児童扶養手当支給 92,662,310円 (需用費、役務 事務費 465, 157円 費、委託料)

5. 事業結果の概要

児童扶養手当 全部支給者 止者 延717人 2子加算 延1,576人、一部支給停 2 子加算 延1,025人、3 子以降加算 延404人

[※]事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。 ※千円未満を四捨五入し表示しているので、合計等が一致しない場合がある。

6.活動の詳細

活 動 内 容	活動日又は時期	活動結果等						
(1)申請								
母子家庭等の事業対象者に該当する場合に本庁と各健 康福祉課で受付を行う。他市町村で受給をしていた対 象者は、転入届時に手続きを受付ける。	年間							
(2)支給決定								
申請を取りまとめ後、認定審査を行い、認定通知を行う。	随時							
(3) 現況確認								
毎年7月上旬に各受給者及び前年度所得制限に該当し支給停止となった該当者に案内をして、8月1日現在の状況を現況届で報告願う。現況届に基づき支給審査を行う。	5・6・7月							
(4) 支給								
年3回、指定の預金口座に振込みをする。	4月、8月、12月	受給者 199人 全部支 給 138人 一部支給 61人						

7. 所属長評価 [平成20年度から改善した点、今後の展開など]

国の制度で、離婚等による母子家庭や父親が重度の障害を有する児童に手当を支給する事業である。近年は、 母子家庭の転入が増加してきている状況にあり、手当の支給額も増加傾向にある。

【参考】過年度の評価

■平成21年度の所属長評価

- ①事業執行に当たり議論を重ねた点 制度の周知及び受給資格の確認について協議を行った。 ②当該事業のアピール事項
- - 母子家庭への経済的な支援を進める。
- ③反省点、今後の展開・方向性等 国・府制度に準じて今後も事業を展開していく必要がある。 父子家庭への支援についても検討していく必要がある。